



行政 Information 市政の動き (10月16日～11月15日)

「クリーン、わかりやすい、開かれた市政」の確立のため、市民の皆さんに市役所内で「どのような会議」が開催され、「どのような結果」になったかを概略でお知らせします。

会議名など	内 容
10月23日(木) 第3回長浜市地域経営改革会議 担当課：行政経営改革室(☎65-6702)	次期行政改革大綱の柱のひとつ「市民協働」について、市の取り組みや課題を担当課から説明を受け、今後どのように大綱に盛り込んでいくべきかなど、市民協働の推進のあり方について協議しました。
10月24日(金) 第3回本庁跡地整備基本構想検討会議 担当課：総務課(☎65-1717)	事務局から、前回会議後の検討状況、整備する施設の具体的機能のまとめや開館イメージなどの説明を受け、施設の配置や形態などについて意見交換を行いました。
10月24日(金) 第1回長浜市多文化共生・国際化のまちづくり市民会議 担当課：市民協働推進課(☎65-8711)	外国人市民への情報提供ガイドライン(素案)について事務局から説明を受け、市で対応できない言語の翻訳などについて意見交換を行いました。また、外国人市民満足度調査の内容や実施方法などを検討しました。
10月27日(月) 第1回長浜市森林ディレクション審議会 担当課：森林整備課(☎65-6526)	正副会長を選任後、市森づくり計画および関係する各種計画の概要について事務局から説明を受け、市の取り組みや課題、計画骨子や策定スケジュールなどについて意見交換を行いました。
10月27日(月) 長浜市空き家対策懇話会 担当課：建築住宅課(☎65-6533)	座長を選出後、昨年度に実施したアンケート結果を踏まえた空き家の現状と今後の予定などについて事務局から説明を受け、空き家の課題・問題点とその対策に対する意見交換を行いました。
11月5日(水) 第3回長浜市指定管理者選定委員会 (第1委員会) 担当課：行政経営改革室(☎65-6702)	審査の結果、次の団体を各施設の指定管理者候補として適当と判断しました。 【高山キャンプ場】株式会社ロハス余呉 【大見いこいの広場】(株)ふるさと夢公社きのもと 【己高庵】(株)ふるさと夢公社きのもと
11月6日(木) 第6回長浜市高齢者保健福祉審議会 担当課：高齢福祉介護課(☎65-7789)	「第6期ゴールドプランながはま21」の策定に向け、市の地域支援事業の取り組み、介護保険事業計画などについて確認し、意見交換などを行いました。
11月11日(火) 第3回長浜市公共施設マネジメント推進委員会 担当課：行政経営改革室(☎65-6702)	長浜市公共施設等総合管理計画の基本方針や数値目標の設定について事務局から説明を受け、内容などを協議しました。

※詳しくは、市ホームページ (<http://www.city.nagahama.shiga.jp/>) をご覧ください。

行政 Information 知ってください介護保険 (第6回) 特定福祉用具の販売

☎高齢福祉介護課 (☎65-7789)

今回は、「特定福祉用具販売」についてご紹介します。

特定福祉用具とは、介護保険における福祉用具のうち、貸与に適さないものとして国が特定したものです。排せつや入浴など貸与にならない福祉用具について、購入費の支給を行っています。

支給対象となる特定福祉用具

- 主に次のものが挙げられます。
- 腰掛便座(ポータブルトイレ)
- 入浴補助用具(シャワーチェア、浴槽台)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具部品

対象者

要支援・要介護と認定された人です。

購入できる事業所

県指定の事業所での購入に限り支給できます。

購入費と限度額

- ①費用の1割で購入できます。
- ※費用は一旦全額お支払ください。
- ②毎年度、購入費10万円を限度に利用できます。
- ※同一用途の品目は、原則1回限りです。

※購入金額の合計が10万円になるまで複数購入できます。

〔支給例〕

3万円の腰掛便座を購入した場合

自己負担額 3千円÷3万円×1割
支給額 2万7千円÷3万円×9割
※限度額10万円から購入費用3万円を差し引いた7万円は、次の購入に使っていただけます。



購入後に申請が必要です

ケアマネジャーまたは左記地域包括支援センターにご相談いただき、自分に合った用具を購入してください。

- ・長浜地域包括支援センター
東別館1階(☎65-7841)
- ・北部地域包括支援センター
高月支所1階(☎85-3115)

購入後、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、領収書および福祉用具のパフレットの写しを添付し、担当課まで直接申請してください。
【申請先】
高齢福祉介護課(東別館1階)
※申請書は担当課にあります(市ホームページからダウンロード可)。

行政 Information 屋根雪下ろし費用補助のご案内

☎高齢福祉介護課 (☎65-7789) しょうがい福祉課 (☎65-6518)

自宅の屋根の雪下ろしを、個人または業者に委託した費用に対して補助します。

〔対象〕

所得税非課税の世帯で親族の支援や経済的援助が受けられない次のいずれかに該当する人

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②身体障害者手帳(内部2級、平衡機能3級、肢体不自由4級、視覚4級以上)、療育手帳重度または精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人のみの世帯
- ③前項②に該当する人と同居している人すべてが65歳以上の世帯

〔対象経費〕

屋根の雪下ろしにかかる費用

〔補助上限額〕

1万円/回

(委託額が1万円を下回る場合はその額)

※屋根の雪下ろしに伴う作業で、雪量が多いため、重機(バケット付)を使用した場合の補助上限額は2万円とします。

〔補助上限回数〕

平成26年度中3回まで
(ただし、余呉地域は5回、上草野・杉野・高時地区・西浅井地域は4回)

※特に降雪が多い場合は、上限回数を別に定めます。

〔申請期限〕 3月27日(金)

問合せ・申請窓口

高齢福祉介護課(東別館1階)
しょうがい福祉課(東別館1階)
北部振興局福祉生活課、各支所
※申請書類は窓口においてあります。